

2008年1月24日

日本郵政株式会社
郵便事業株式会社
郵便局株式会社**再生紙はがきの販売に関する今後の対応について**

日本郵政株式会社(東京都千代田区霞が関、取締役兼代表執行役社長 西川善文)、郵便事業株式会社(東京都千代田区霞が関、代表取締役会長 CEO 北村憲雄)は、年賀はがき等の古紙の配合率について、郵便事業株式会社が発注先に求めていた仕様である40%を大きく下回っていたことが明らかになったことから、その他の再生紙使用はがきを含めて調査を行ってまいりました。

この結果、製紙会社各社の報告により、年賀はがき以外の各商品においても、郵便事業株式会社が求めていた基準(古紙配合率40%)を満たしていないことが判明いたしました。

これを受け、当グループで対策を検討した結果、別紙のとおり対応することとし、お客さまへは販売窓口およびホームページ等においてご説明の上、該当商品を販売してまいります。

この度の古紙配合率の仕様と実態の乖離により、お客さまの信頼を損ねる事態となりましたことは、従来から環境対策に努めてまいりました日本郵政グループとして誠に遺憾であり、お詫び申し上げます。日本郵政グループでは、今後とも品質を確保しつつ、一層積極的に環境対策に取り組んでまいります。

以 上

別紙：再生紙はがきの販売に関する今後の対応

【報道関係の方のお問い合わせ先】郵便事業株式会社
経営企画部門 渉外広報部
電話:(直通) 03-3504-9798
(FAX) 03-3592-7620**【お客さまのお問い合わせ先】**郵便事業株式会社
郵便事業本部 切手・葉書部
電話:(直通) 03-3504-4216
(FAX) 03-3595-4489
E-mail:kutte01.ii@jp-post.jp

別紙

再生紙はがきの販売に関する今後の対応

商品の供給に問題が生じることはお客さまの利便に著しい影響を与えるとともに、環境負荷についても考慮したうえで、以下のとおり今後の販売を行ってまいります。

既に印刷済のはがき (在庫分)	お客さまのご利用上、品質が確保されており、また、環境負荷についても考慮したうえで、在庫分については従来のまま販売を継続します。
これから印刷する はがき	<p>再生紙の定義、基準等に関する関係省庁等の検討を踏まえて、郵便事業(株)においても、古紙配合率はどの程度が適当か等について、「調査研究会」を設置し検討することとしますが、当面、次のとおり販売します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の仕様変更を行い、はがき用紙の古紙配合率については、「品質確保上問題がない範囲で古紙を極力多く配合する。」旨変更します。 ・ はがきの表示については、「再生紙はがき」及び「再生紙」の表示を削除します。

(参考)再生紙はがきの導入時期及び古紙配合率の状況

商品名	再生紙導入時期	郵便事業(株)指定古紙配合率	実際の古紙配合率
寄附金付広告付葉書	平成4年度から	40%	1%～6%
広告付郵便葉書	平成5年度から	40%	1%～5%
かもめーる	平成5年度から	40%	1%～20%
絵入り葉書	平成7年度から	40%	0%
年賀葉書	平成7年度から	40%	0%～20.1%
通常郵便葉書	平成15年度から	40%	0%～5%
往復郵便葉書	平成15年度から	40%	1%～5%